

No 4260247

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度	平成26年度
--------	--------

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	難聴児補聴器購入費助成事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	25
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援						
事務事業の目的	補聴器の支給を実施し、難聴児の身体機能を補完することにより、日常生活や社会生活の利便性を図ることで、難聴児の自立と社会参加の支援を促進する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童に対して、補聴器購入費の一部を助成する。								
根拠法令、要綱等	八代市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成24年度			終了年度		未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童	県の基準に従い、聴覚障がいの程度に応じて、補聴器の交付を行う。所得に応じて自己負担あり。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	平成26年度実績 総給付額(公費負担額): 70,534円 補聴器の交付件数 1件
補聴器の装用による音声言語能力の向上及び等しく学び成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成24年度から、熊本県難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱に基づき事業を開始した。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
事業費	総事業費 (単位: 千円)	0	0	421	633	633	633	633
	事業費(直接経費) (単位: 千円)	0	0	71	283	283	283	283
	財源内訳	国県支出金	0	0	35	141	141	141
		地方債	0	0	0	0	0	0
		その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
		一般財源(特別会計→事業収入)	0	0	36	142	142	142
	人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
事業の活動量・実績の数値化	①	申請相談件数						
		計画	—	2	9	4	4	4
		実績	2	2	1	—	—	—
	②							
		計画	—					
活動指標	③							
		計画	—					
〈記述欄〉※数値化できない場合								

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・ 成果の数値化 成果指標	指標名		指標設定の考え方		単位			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	補聴器支給件数	制度の周知と対象者の把握の評価になる。	件	計画	-	2	9	4	4	4		
					実績	2	2	1	-	-	-		
	②				計画	-							
					実績				-	-	-		
	③				計画	-							
					実績				-	-	-		
〈記述欄〉※数値化できない場合													

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		難聴児の社会生活や日常生活を容易にすることで、社会参加を促している。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		難聴児の社会参加のために大きな役割を果たしている。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		法定事務であり、市が事業主体である。					
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		対象となる児の条件が厳しく、また他の制度での給付もあるので、目標を下回っている。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		法定事務であり、事業内容の見直しの余地はない。					
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		市による直接事務となっているため民間委託等はできない。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		類似の事業はない。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		関係機関との調整等が必要であるため、非常勤職員等による対応は難しい。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		法定事務であるため、県の基準に従い受益者負担があるため見直しの余地はない。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善													
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止)			(今後の方向性の理由) 県の補助事業で、市による実施が前提となっている。 難聴児にとって身体機能を補完する補聴器を支給するこの事業は、社会生活や日常生活を円滑にするうえで必要な事業であるため、今後も継続して実施する。								
		2 民間実施											
		3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)											
		4 市による実施(要改善)											
		● 5 市による実施(現行どおり)											
6 市による実施(規模拡充)													
改革改善内容		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果											
		制度の周知に努め、広報誌等を活用していく。また、必要に応じて、幼稚園や保育園及び小学校等との連携を図り、制度への理解を深めてもらう。											
改革改善による期待成果													
		コスト			外部評価の実施 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">無</td> <td>実施年度</td> </tr> </table>					無			実施年度
		無								実施年度			
削減	維持	増加											
成果	向上				改善進捗状況等 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>H26進捗状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26取組内容</td> <td></td> </tr> </table>	H26進捗状況		H26取組内容					
	H26進捗状況												
	H26取組内容												
維持		●											
低下													
決算審査特別委員会における意見等		(委員からの意見等) 特になし											

No 4260227

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度	平成26年度
--------	--------

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	希望の里たいよう運営等事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	03
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援						
事務事業の目的	就労支援を実施し、希望の里たいようの利用者の生活の質の向上と社会参加を促進する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	希望の里たいようの利用者に清掃等作業の就労機会を提供する(運営は八代市社会福祉事業団に委託)。 また、必要に応じて作業環境の改善を行う。								
根拠法令、要綱等									
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	一部委託		● 全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である		
	その他(			)			● 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	合併前			終了年度	未定			

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
希望の里たいよう利用者(障がい者)	・麦島東公園の清掃等作業の実施(八代市社会福祉事業団に委託)。 《委託内容》 ①草刈及び除草作業(月1回以上) ②清掃作業(月4回以上) ③便所の清掃 ④ゴミ等の処理 ⑤破損箇所の通報 《委託料》3,750千円
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
利用者の就労意欲の向上を図る	・作業環境改善のためカゴ洗浄作業室の空調機を設置する。 《工事請負費》 カゴ洗浄作業室空調機設置工事 2,731千円

事業開始時点からこれまでの状況変化等

本市では、公園作業を障がい者支援事業所に委託することで就労支援をすすめてきたが、平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「八代市障がい者就労施設等優先調達方針」を策定し、障がい者の経済面からの自立を促進している。

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費	(単位:千円)			3,750	4,100	6,831	4,845	4,145	4,145	4,145
	事業費(直接経費) (単位:千円)			3,750	3,750	6,481	3,795	3,795	3,795	3,795
	財源内訳	国県支出金		0	0	0	0	0	0	0
		地方債		0	0	0	0	0	0	0
		その他特定財源(特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0	0	0
		一般財源(特別会計→事業収入)		3,750	3,750	6,481	3,795	3,795	3,795	3,795
	人件費			24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
	概算人件費(正規職員) (単位:千円)			-	350	350	1,050	350	350	350
正規職員従事者数 (単位:人)			-	0.05	0.05	0.15	0.05	0.05	0.05	
臨時職員等従事者数 (単位:人)			-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	作業日数	日	計画	-	160	160	160	160	160
				実績	160	156	148	-	-	-
	②	作業延べ人数	人	計画	-	2450	2500	2500	2500	2500
				実績	2437	2828	2470	-	-	-
	③			計画	-					
				実績				-	-	-
	〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・ 成果指標 成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①				計画	-					
					実績				-	-	-
	②				計画	-					
					実績				-	-	-
	③				計画	-					
					実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合 障がい者の就労意欲向上、いきがいにつながる事業のため											

(Check) 事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		障がい者の自立と社会参加に繋がっている。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化によ り、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		国による推進のための取組みが実施されていることから、当事業 の役割は大きい。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		障がい者の労働機会の提供につながるため、市が事業主体であるこ とは妥当であり、国・県・民間と競合することは無い。					
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		障がいの特性に応じた作業の場を提供できていることで、利用者が いきいきと働いている状況である。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容 を見直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		成果目標は達成できている。					
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削 減することは可能ですか		できない 検討の余地あり ● 可能である		すでに指定管理者制度導入施設であり、今後も継続して指定管理者 制度を導入する予定。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		障がい者の社会参加を促進するためであり、コスト削減等は考えられ ない。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		事業内容は委託料の支出であり非常勤職員等による対応はできな い。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はありませ んか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		受益者負担増は障がい者の社会参加の促進を減退させる恐れがあ るため見直しは難しい。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善															
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) すでに指定管理者制度を導入している施設であり、障がい者の自立と社会参加の促進のため、市による継続実施が必要である。											
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 当事業を継続しつつも、新たな授産事業開拓や現在実施しているパン製造や買い物カゴ洗浄などの授産事業の拡充など、総合的に障がい者の工賃の確保と日中活動の場の提供を行い、障がい者の社会参加をより促進していく。													
改革改善内容															
改革改善による期待成果															
		コスト													
		削減	維持	増加											
成果	向上		●												
	維持														
	低下														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外部評価の実施</th> <th>無</th> <th>実施年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改善進捗状況等</td> <td>H26進捗状況</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H26取組内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>					外部評価の実施		無	実施年度	改善進捗状況等	H26進捗状況			H26取組内容		
外部評価の実施		無	実施年度												
改善進捗状況等	H26進捗状況														
	H26取組内容														
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)													

No 4260228

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	緊急通報支援体制整備事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	04
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援						
事務事業の目的	一人暮らしの重度障がい者の急病や災害時などの通報体制を整備することにより、在宅生活の不安を解消し、福祉の向上に資する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	本市に居住する重度障がい者のみの世帯を対象に、緊急通報装置を貸与し、緊急時に適切な対応をとるほか、安否確認や利用者の相談に対応する。								
根拠法令、要綱等	八代市安心相談確保事業実施要綱								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前			終了年度	未定			

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）
重度障がい者のみの世帯に属する者	対象者に緊急通報装置を貸与し、緊急時や相談に適切な対応をとる。機器の設置、通報を受けての対応等は業者に委託。 ○制度の利用を希望する対象者の申請により、市が利用を決定し、事業の委託業者にに対し機器の設置、サービスの開始等を依頼。
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	○支援 ①緊急通報…通報→対象者の状況確認→必要に応じて協力員等へ支援を依頼→市へ結果を報告 ②定期的な安否確認…対象者へ連絡、状況伺いと困りごとや心配事に関するアドバイスを実施→市へ定期的な報告 (委託料) ・業務委託費: 設置台数×1800円×12月×1.08 ・機器リース費: 300円×2台×12月×1.08 ・機器移設料(生活保護受給者): 9500円×1.08
日常生活に関する相談や急病・災害等に迅速かつ適切な対応を行うことで、安全安心な生活を確保できる。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

設置台数の推移

H17 2台 H18 3台 H19 4台 H21 5台 H23 7台 H24 6台 H25 3台 H26 3台

対象が重度障がい者のみの世帯となっているため、市町村合併後から現在まで大きな変化はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費 (単位: 千円)		165	436	422	483	485	485	485
事業費(直接経費) (単位: 千円)		165	86	72	133	135	135	135
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)	165	86	72	133	135	135	135
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費(正規職員) (単位: 千円)		—	350	350	350	350	350	350
正規職員従事者数 (単位: 人)		—	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
臨時職員等従事者数 (単位: 人)		—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	緊急通報装置設置台数	台	計画	-	5	5	5	7	7
				実績	6	3	3	-	-	-
	②			計画	-					
				実績				-	-	-
	③			計画	-					
				実績				-	-	-
	〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・ 成果指標 成果の数値化	指標名		指標設定の考え方		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	通報件数	どれだけ活用されているか	件	計画	-	300	300	300	350	350	
					実績	410	284	244	-	-	-	
	②				計画	-						
					実績				-	-	-	
	③				計画	-						
					実績				-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合												

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		重度障がい者が安心して暮らすために有効な事業であり、上位施策に結びついている。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		外出困難な重度障がい者にとって、24時間緊急対応できる本事業の役割は大きい。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		低所得者の負担軽減等を考えると市が関与する必要性は妥当である。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		利用者に対しては適切な対応ができています。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき		設置者が広がっていないこともあり、利用対象となる人の把握及び事業の周知の強化が必要と考える。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		現在、民間委託を実施しており、業者の選定によるコスト削減を行っている。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		業者選定にあたっては、長寿支援課の安心相談確保事業と合同で提案型企画コンペを行っている。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		委託料の支出は、正規職員による対応が必要である。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		受益者負担については、通話料全額負担と機器リース料の半額負担があり、これ以上の負担は求められない。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 現行のとおりに民間委託による実施とし、利用者拡大のための周知等の徹底を行っていく。
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 当事業は、緊急時の通報だけではなく、定期的な状況確認等のお伺い電話も行っており、ひとり暮らしの障がい者の心のよりどころともなっているメリットを市民に周知し、必要な方が漏れなく利用されるよう努める。		
改革改善内容				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

No 4260229

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	更生医療給付事業			会計区分		01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)		03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)		01	—	33	—	05
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち							
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり							
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援							
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援							
事務事業の目的	身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減することにより、日常生活を容易にすること及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。									
事務事業の概要 (全体事業の内容)	指定医療機関において、18歳以上の身体障害者手帳を持っている方が、障がいを軽くしたり、日常生活能力等を回復させるために必要な医療(角膜手術、関節形成手術、人工内耳手術、心臓手術、人工腎臓透析、抗HIV療法など)を受ける場合に、医療費の一部を負担する。									
根拠法令、要綱等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)									
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度		平成25年度			終了年度		未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
18歳以上で、更生医療の対象となる疾患の身体障害者手帳を持っている人	指定医療機関において、18歳以上の身体障害者手帳を持っている方が、障がいを軽くしたり、日常生活能力等を回復させるために必要な医療(角膜手術、関節形成手術、人工内耳手術、心臓手術、人工腎臓透析、抗HIV療法など)を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担するもの。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	〈申請方法及び申請の流れ〉 ①申請者が指定医師の意見書・身体障害者手帳・保険証・印鑑を持参し、市へ認定申請 ②市は受付後、県福祉総合相談所へ判定依頼 ③県福祉総合相談所の判定結果を基に、市が給付決定し、医療受給者証と上限月額管理表を受給者に送付 ④受給者は、医療機関に医療受給者証を提示し、医療費の自己負担分(原則1割)を月額上限負担額以内で払う ※月額上限負担額は所得により決定
障がいを軽減し、日常生活能力や職業能力を回復または改善する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

制度開始当時と比べると対象医療が拡大されたことや、生活習慣病の増加等により医療受給者(延べ人数)が増加(H18: 7, 493人→H26: 8,153人)していることから、更生医療給付の必要性が高くなっている。

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
事業活動・実績の数値化	総事業費（単位：千円）			175,910	177,482	224,307	243,424	252,924	262,424	271,924	
	財源内訳	事業費（直接経費）（単位：千円）			175,910	173,282	220,107	239,224	248,724	258,224	267,724
		国県支出金			131,415	136,860	163,511	179,100	186,543	193,668	200,793
		地方債			0	0	0	0	0	0	0
		その他特定財源（特別会計→繰入金）			0	0	0	0	0	0	0
		一般財源（特別会計→事業収入）			44,495	36,422	56,596	60,124	62,181	64,556	66,931
	人件費			24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
	概算人件費（正規職員）（単位：千円）			-	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	
	正規職員従事者数（単位：人）			-	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	
臨時職員等従事者数（単位：人）			-	0.05	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		
事業活動・実績の数値化	指標名			単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	給付決定件数	件	計画	-	8900	8700	8800	8900	9000	
				実績	8941	8670	8153	-	-	-	
	②			計画	-						
				実績				-	-	-	
	③			計画	-						
実績							-	-	-		
〈記述欄〉※数値化できない場合											

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・ 成果指標 成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	給付率(年間給付決定件数／年間給付申請件数)	給付が必要な人に給付決定されているか	%	計画	-	100	100	100	100	100
					実績	100	100	100	-	-	-
	②				計画	-					
					実績				-	-	-
	③				計画	-					
					実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											

(Check) 事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		障害者総合支援法に基づく事業であるため。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		対象医療の拡大や生活習慣病の増加などで医療受給者が増加している。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		障害者総合支援法に基づく事業であり、実施主体が市となっている。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		判定機関である県福祉総合相談所や医療機関などと連携し、迅速かつ適切な給付決定に努めている。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		法定事務のため内容の見直しの余地はない。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		法令の規定に基づき、指定医師が作成した意見書等を県の判定結果を受け審査し、支給決定等を行うため、民間委託等はできない。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		類似の事業はない。また、法令の規程に基づき、支給決定等を行うためコストの削減はできない。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		必要に応じて実施手順を見直し、システムの改修等を行うことで、より効率化を図っている。 事務処理には専門的知識を要し、一連の事務をひとりで担うことが望ましいが、一部については非常勤職員等による対応も行っており、これ以上の削減は難しい。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		法定事務のため内容の見直しの余地はない。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善															
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 対象者の日常生活を容易にし経済的負担の軽減を図るためには必要不可欠な事業である。また、法定事務であり今後も市で実施する必要がある。 迅速かつ適切な給付を実施するために、更なる事務の効率化に努める。											
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 本制度を必要としている障がい者に対し、制度の周知を徹底するとともに、指定医療機関等と連携し、迅速かつ適切な対応に努める。													
改革改善内容															
改革改善による期待成果															
		コスト													
		削減	維持	増加											
成果	向上		●												
	維持														
	低下														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外部評価の実施</th> <th>無</th> <th>実施年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改善進捗状況等</td> <td>H26進捗状況</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H26取組内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>			外部評価の実施		無	実施年度	改善進捗状況等	H26進捗状況			H26取組内容		
外部評価の実施		無	実施年度												
改善進捗状況等	H26進捗状況														
	H26取組内容														
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)													

No 4260231

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	重度心身障がい者医療費助成事業			会計区分		01 一般会計									
				款項目コード(款-項-目)		03		—		01		—		04	
				事業コード(大-中-小)		01		—		33		—		07	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)		1	誰もがいきいきと暮らすまち											
	施策の大綱(節)【政策】		3	健やかに暮らせるまちづくり											
	施策の展開(項)【施策】		3	障がいの者の支援											
	具体的な施策と内容		1	障がいの者の自立と社会参加の支援											
事務事業の目的				重度心身障がい者(児)にかかる医療費の一部を助成することにより、本人及びその家庭の経済的負担を軽減するとともに、障がいの者が医療を容易に受けられることで、障がいの重度化・重複化の一因である疾病の予防を図る。											
事務事業の概要 (全体事業の内容)				重度心身障がい者(身障手帳1・2級所持者、療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、福祉手当受給相当者)を対象に、医療費の一部を助成する。											
根拠法令、要綱等				八代市重度心身障がい者医療費に関する条例 ・熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領											
実施手法 (該当欄を選択)				● 全部直営 その他(		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		1 義務である ● 2 義務ではない			
事業期間				開始年度		合併前				終了年度		未定			

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、福祉手当受給相当者	健康保険による診療の一部負担金のうち、高額療養費や付加給付金として健康保険から支給される分を除いたものから、次の自己負担額を控除した額を助成する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	〈控除する自己負担額〉入院外1,020円 入院2,040円
重度心身障がい者(児)及びその家庭の経済的負担を軽減し、健康維持と福祉の増進を図り、障がい者の社会的な自立を促進する。	【医療費助成の流れ】 ・対象者は、助成申請書に必要事項を記入し医療機関の証明を受けた後、市へ提出。(ただし、入院外分(市郡内の医療機関のみ)については、医療機関に提出し、医療機関より市へ送付される。) ・市は、高額療養費、付加給付金の受給確認後、支給額を決定し、指定の金融機関口座に振り込む。(償還払い) 【H26実績】 申請件数: 50,074件 助成金額: 264,346,413円

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成20年1月から、申請者の利便性向上のため、市郡内の医療機関の入院外分については、申請書を医療機関窓口に残し、医療機関から市へ郵送する申請方法を行っている。また、給付方法については、現在県内ほとんどの市町村が実施している償還払い方式をとっている。

コスト推移			24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
事業費	総事業費 (単位: 千円)		290,726	285,016	272,234	277,744	277,744	277,744	277,744
	事業費(直接経費) (単位: 千円)		290,726	278,016	265,934	271,444	271,444	271,444	271,444
	財源内訳	国県支出金	146,491	139,411	133,440	134,768	134,768	134,768	134,768
		地方債	0	0	0	0	0	0	0
		その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	0
		一般財源(特別会計→事業収入)	144,235	138,605	132,494	136,676	136,676	136,676	136,676
	人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
	概算人件費(正規職員) (単位: 千円)		-	7,000	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
	正規職員従事者数 (単位: 人)		-	1.00	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
臨時職員等従事者数 (単位: 人)		-	0.05	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	受給資格者数(登録者数)	人	計画	-	3800	3700	3700	3600	3600
				実績	4012	3807	3761	-	-	-
	②			計画	-					
				実績				-	-	-
	③			計画	-					
				実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・ 成果指標 成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	申請件数	経済的負担軽減の効果を表すため	件	計画	-	51840	49000	49000	48000	48000
					実績	51566	50280	50074	-	-	-
	②				計画	-					
					実績				-	-	-
	③				計画	-					
					実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											

(Check) 事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		医療機関での受診機会が多い障がい者に対して、医療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ることは、障がい者の自立促進につながるものである。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		障がい者の経済的負担軽減につながるため、その役割も大きい。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		県の制度に基づく事業であり、医療費の助成という観点からみても、市が実施主体であることは妥当である。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		重度障がい者数の減に伴い受給資格者数も減少してきてはいるが、受給者一人当たりの申請件数は増加しており、達成状況も順調といえる。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)		● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき		さらに効果を向上させるためには、対象者に対する制度の周知徹底や定期的な申請勧奨が必要である。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		医療費の助成であることから民間委託等は考えられない。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		類似の事業はない。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		事務処理については、システムにより一連の作業が必要であり、複数人で行うことは効率的でない。ただし、郵送分申請書の仕分けや通知事務等の一部の単純な業務については、現在も非常勤職員で対応している。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		重度心身障がい者の多くが低所得者であることや現在の自己負担(入院外1,020円、入院2,040円)については、県制度に基づいており、一般的な医療費負担からみても妥当であると考ええる。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善										
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 県の補助金交付要領では、事業の実施主体は市町村に限定されているため、市で実施する必要がある。 障がい者の経済的な負担軽減及び健康維持のためにも、より対象者が利用しやすい方法を検討しながら継続して事業を実施していく。					
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 今後も安定的に事業を継続していくことで、重度障がい者がより安心した生活を送ることができるとともに、障がい者の社会的な自立を促進できる。								
改革改善による期待成果										
		コスト			外部評価の実施		無		実施年度	
		削減	維持	増加	改善進捗状況等	H26進捗状況				
成果	向上		●		H26取組内容					
	維持									
	低下									
決算審査特別委員会における意見等					(委員からの意見等) 特になし					

No 4260232

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	障害者福祉団体助成事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	08
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援						
事務事業の目的	団体の運営費の一部を助成することで、自主的活動の活性化を図り障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、障がい者福祉の向上と障がいに対する地域社会の理解を深める。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	障がい者団体の活動費の一部を補助する。								
根拠法令、要綱等	八代市補助金等交付規則								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		1 義務である ● 2 義務ではない
事業期間	開始年度	合併前			終了年度		未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
障がい者福祉団体	各障がい者福祉団体に対し、団体運営補助金(自主的活動・社会参加)を支出する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	●八代市盲人福祉協議会(補助額:160,000円)
助成を行うことで団体運営の健全育成を図り、自主的活動の活性化、社会参加の促進を行うことで、障がい者に対する地域社会の理解を深めることができる。	●八代市身体障害者福祉協議会(補助額:948,000円)
	●八代市ろう者福祉協会(補助額:160,000円)
	●八代手をつなぐ育成会(補助額:370,000円)
	●八代地域精神障害者家族会(補助額:625,000円)

事業開始時点からこれまでの状況変化等

市町村合併法定協議会での確認内容に基づいた団体補助を実施している。しかしながら、近年は、会員の高齢化や減少が進み組織の弱体化の傾向が見られる。

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
事業の活動量・実績の数値化	総事業費 (単位:千円)			2,348	2,628	2,613	3,538	2,698	2,698	2,698
	事業費(直接経費) (単位:千円)			2,348	2,348	2,263	2,488	2,348	2,348	2,348
	財源内訳	国県支出金		0	0	0	0	0	0	0
		地方債		0	0	0	0	0	0	0
		その他特定財源(特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0	0	0
		一般財源(特別会計→事業収入)		2,348	2,348	2,263	2,488	2,348	2,348	2,348
	人件費			24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
	概算人件費(正規職員) (単位:千円)			-	280	350	1,050	350	350	350
	正規職員従事者数 (単位:人)			-	0.04	0.05	0.15	0.05	0.05	0.05
臨時職員等従事者数 (単位:人)			-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	助成団体の数		計画	-	5	5	5	5	5
				実績	5	5	5	-	-	-
	②			計画	-					
				実績				-	-	-
	③			計画	-					
			実績				-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①	自主活動や社会参加に関する事業回数			計画	-	115	120	70	70	70	
					実績	115	118	72	-	-	-	
	②					計画	-					
						実績				-	-	-
	③						計画	-				
							実績				-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合												

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		当事業の目的が障がい者の自立と社会参加の促進であることから、上位施策に結びついている。					
	②	【市民ニーズ等の状況】市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		障がい者団体が、地域の障がい者の社会参加促進のために果たす役割は今でも大きく、本事業を通じ支援していく必要がある。					
	③	【市が関与する必要性】市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		市社会福祉協議会からも助成金が交付されているが、障がい者団体が福祉増進に果たす役割と、その活動の安定化・活性化を考えると市が事業主体であることは妥当である。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		団体の活動により障がい者の社会参加の機会が創出され、福祉の向上につながっている。一方、活動内容が固定化している。					
	②	【事業内容の見直し】成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき		補助基準の明確化が必要である。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		障がい者団体の運営費補助のため、民間委託ができない。					
	②	【他事業との統合・連携】目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		他に類似の事業はない。					
	③	【人件費の見直し】現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		補助金交付事務が主のため、これ以上の削減はできない。					
	④	【受益者負担の適正化】事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		既に各団体ともに活動費の一部を会員から徴収している。障がい者の多くが、その障がいにより一般就労等が難しく、収入が障害年金等であることから、今以上に受益者負担を増やすことはできない。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善										
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 各障がい者団体の活動は、主に会員の会費等により支えられているが、会員数の減少や障がいを持つ家庭は低収入である可能性が高いため、会費の増加が期待できない状況である。障がい者の社会参加を促すには、ある程度の予算が必要である為、市からの補助は必要である。今後は、補助基準を明確化し、交付要綱等の整備を行っていく。					
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 交付要綱等で補助金の基準額を定めることにより、適正な補助金の交付ができる。								
改革改善内容										
改革改善による期待成果										
		コスト			外部評価の実施		無		実施年度	
		削減	維持	増加						
成果	向上	●			改善進捗状況等	H26進捗状況				
	維持					H26取組内容				
	低下									
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)					

No 4260233

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	特別障害者手当等給付事業			会計区分		01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)		03		01		04	
				事業コード(大-中-小)		01		33		09	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち								
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり								
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援								
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援								
事務事業の目的	在宅の重度心身障がい者の経済的負担を軽減することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。										
事務事業の概要 (全体事業の内容)	重度の障がい有するため日常生活において常時特別の介護を要する障がい者(児)等に手当を支給する。										
根拠法令、要綱等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律										
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		● 1 義務である 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	合併前			終了年度		未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)、従来の福祉手当受給者で特別障害者手当等に該当しなかった人	【障害児福祉手当】 月額14,140円 ○対象者:日常生活に常に特別の介護を要する20歳未満の在宅重度障がい児
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	【特別障害者手当】 月額26,000円 ○対象者:日常生活に常に特別の介護を要する20歳以上の在宅重度障がい者
重度の障がい者(児)等の経済的負担を軽減し、生活の安定を図る。	【経過福祉手当】 月額14,140円 ○対象者:障害基礎年金及び特別障害者手当の創設時に従来の福祉手当受給者で、特別障害者手当・障害者基礎年金を受給できなかった人 《申請方法》 ・対象者は各手当用申請書に規定の診断書を添えて市へ申請する。 ・市は診断書により障がいの状況を審査し、所得状況を確認し支給決定する。 《支給方法》・5、8、11、2月に指定口座に振り込む。

事業開始時点からこれまでの状況変化等

重度障がい者(児)の経済的負担を軽減し生活の安定を図ることを目的としており、常に需要は高い。特に、発達障がいに対する支援の法整備に伴い、平成23年から発達障がいにかかる障害認定基準が変更されたことにより、障害児福祉手当の受給者が増加してきている。
また、手当額については、平成27年4月から変更された。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
事業活動量・実績の数値化	総事業費 (単位:千円)	62,170	63,860	62,269	63,749	63,749	63,749	63,749
	事業費(直接経費) (単位:千円)	62,170	59,660	58,069	59,549	59,549	59,549	59,549
	財源内訳	国県支出金	46,085	44,687	43,637	45,197	44,661	44,661
		地方債	0	0	0	0	0	0
		その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
		一般財源(特別会計→事業収入)	16,085	14,973	14,432	14,352	14,888	14,888
	人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
事業活動量・実績の数値化	概算人件費(正規職員) (単位:千円)	—	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	正規職員従事者数 (単位:人)	—	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60
	臨時職員等従事者数 (単位:人)	—	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 特別障害者手当等の新規申請件数	件	計画	—	30	35	35	40
事業活動量・実績の数値化			実績	45	30	21	—	—
	②		計画	—				
			実績				—	—
	③		計画	—				
			実績				—	—
〈記述欄〉※数値化できない場合								

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・ 成果指標 成果の数値化	指標名		指標設定の考え方		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	特別障害者手 当等受給者数 （実人員）	受給者の経済的負担軽減 を表すことから指標とし た。			計画	-	235	220	220	220	220
						実績	235	225	223	-	-	-
	②					計画	-					
						実績				-	-	-
	③					計画	-					
						実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合												

(Check) 事務事業の自己評価					
着眼点			チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	重度障がい者の経済的負担の軽減を図ることにより、障がい者の社会参加と自立支援につながるものである。	
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	障がい者の経済的負担の軽減につながることからその役割も大きい。	
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	当事業は法定事務であり、市が事業主体となっている。	
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	県担当課や医療機関等と連携し、迅速な支給決定に努めている。	
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法定事務のため、内容の見直しの余地はないが、成果をより向上させるために、窓口での案内等の制度の周知を徹底していく。	
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法定事務であり、経済的援助を行うことから民間委託等はいできない。	
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	類似する事業はない。	
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	事務処理には専門的知識を要し、一連の事務をひとりで担うことが望ましいが、すでに、一部については非常勤職員等による対応もしており、これ以上の削減は難しい。	
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	負担なし	

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善															
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 法により、市による事務が義務付けられている事業である。 在宅の重度障がい者(児)の経済的負担を軽減することにより、障がい者の社会参加と自立支援につながる有効な事業であるため、今後も継続して実施する必要がある。											
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 対象者への制度の周知等をより強化しながら、引き続き適正な手当支給を実施し、在宅の重度障がい者の経済的負担の軽減を図っていく。													
改革改善内容															
改革改善による期待成果															
		コスト													
		削減	維持	増加											
成果	向上														
	維持		●												
	低下														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外部評価の実施</th> <th>無</th> <th>実施年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改善進捗状況等</td> <td>H26進捗状況</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H26取組内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>			外部評価の実施		無	実施年度	改善進捗状況等	H26進捗状況			H26取組内容		
外部評価の実施		無	実施年度												
改善進捗状況等	H26進捗状況														
	H26取組内容														
決算審査特別委員会における意見等		(委員からの意見等) 特になし													

No 4260234

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	補装具交付・修理事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	10
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援						
事務事業の目的	補装具の支給または修理を実施し、障がい者(児)や難病患者等の身体機能を補完することにより、日常生活や社会生活の利便性を図ることで、障がい者の自立と社会参加の支援を促進する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	身体障がい者(児)や難病患者等の失われた身体上の機能を補完・代替するために必要とする、装具などの交付及び修理を実施する。								
根拠法令、要綱等	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(			一部委託	全部委託)		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成18年度			終了年度		未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
身体障害者手帳の交付を受けた方、難病の方など	国の基準に従い、身体障がい者(児)等の障害の程度・種類に応じて、装具などの交付及び修理を行う。所得に応じて自己負担あり。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	平成26年度実績 総給付額(公費負担額): 24,377,256円 補装具の交付・修理件数 ○義肢・装具 98件 ○補聴器 97件 ○車いす 91件 ○その他 35件 計 321件
身体の不損や身体機能を補完・代替する装具等の交付及び修理することにより、日常生活や社会生活を円滑にし、自立した生活ができるようになる。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成18年度から障害者自立支援法に基づく補装具等の支給が始まり、利用者負担額が原則1割となっていたが、平成22年度から低所得世帯(市町村民税非課税世帯)については自己負担額が無料となった。また、平成25年度からは、障害者総合支援法に基づき、難病患者等も給付の対象となった。

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
事業の活動量・実績の数値化	総事業費（単位：千円）			29,968	31,586	28,227	33,049	33,787	33,787	33,787	
	事業費（直接経費）（単位：千円）			29,968	28,086	24,377	29,199	29,937	29,937	29,937	
	財源内訳	国県支出金			24,749	24,215	22,207	21,898	22,452	22,452	22,452
		地方債			0	0	0	0	0	0	0
		その他特定財源（特別会計→繰入金）			0	0	0	0	0	0	0
		一般財源（特別会計→事業収入）			5,219	3,871	2,170	7,301	7,485	7,485	7,485
	人件費			24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
	概算人件費（正規職員）（単位：千円）			-	3,500	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850	
正規職員従事者数（単位：人）			-	0.50	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55		
臨時職員等従事者数（単位：人）			-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05		
事業の活動量・実績の数値化	指標名			単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	身体障がい者数	人	計画	-	6850	6800	6800	6800	6800	
				実績	6882	6805	6669	-	-	-	
	②			計画	-				-	-	
				実績				-	-	-	
	③			計画	-				-	-	
				実績				-	-	-	
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・ 成果指標 成果の数値化	指標名		指標設定の考え方		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	補装具支給件数	日常生活、社会生活において、障がい者の利便性の向上を示すものとして指標とした。	件	計画	-	350	330	330	330	330	
					実績	340	327	321	-	-	-	
	②				計画	-						
					実績				-	-	-	
	③				計画	-						
					実績				-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合												

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		身体障がい者の失われた身体機能を補完・代替する装具等を給付することで、障がい者の社会生活や日常生活を容易にすることで、障がい者の自立を促進している。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		障がい者の社会参加のために大きな役割を果たしている。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		法定事務であり市が事業主体である。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		個々の身体状況に合わせた対応を迅速に行うことができるよう、判定機関や医療機関及び装具業者との連携をとり、適正な支給決定に努めている。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		法定事務であり事業内容の見直しの余地はない。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		市による直接事務となっているため民間委託等できない。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		類似の事業はない。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		事務処理については、システムによる一連の作業であり複数人で行うことは効率的でない。ただし、決定通知等の発送作業などの単純作業については、非常勤職員等により対応しており、これ以上の削減は難しい。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		低所得者世帯について自己負担額の見直しを行っており、これ以上の見直しは難しい。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善															
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 障がい者(児)にとって身体機能を補完・代替する補装具を支給するこの事業は、社会生活や日常生活を円滑にするうえで必要な事業で、法により市による実施となっており、今後も継続して実施する。											
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 引き続き、障がい者の身体状況に応じた迅速かつ適正な支給決定を行い、障がい者の社会生活や日常生活を容易にすることで自立と社会参加を促進していく。													
改革改善による期待成果															
		コスト													
		削減	維持	増加											
成果	向上														
	維持		●												
	低下														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外部評価の実施</th> <th>無</th> <th>実施年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改善進捗状況等</td> <td>H26進捗状況</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H26取組内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>					外部評価の実施		無	実施年度	改善進捗状況等	H26進捗状況			H26取組内容		
外部評価の実施		無	実施年度												
改善進捗状況等	H26進捗状況														
	H26取組内容														
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)													

No 4260235

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度	平成26年度
--------	--------

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	障害福祉計画等策定事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	11
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援						
事務事業の目的	障害福祉サービスの必要量の把握や課題を明らかにし、適切なサービスの提供体制、基盤整備等の実現を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	国が定めた障害者基本法に基づく「障がい者計画」及び障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」を策定し、計画の推進を図る。「障がい者計画」は、障害者施策を推進するための基本理念、基本方向を定め、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針となるものあり、また、「障がい福祉計画」は、障がい者施策を推進するための福祉サービスの種類、見込量及びその確保の方策等を定めるものである。								
根拠法令、要綱等	障害者基本法、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営 その他(	● 一部委託			全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	平成18年度			終了年度	未定			

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容											
対象（誰・何を）				内容（手段、方法等）							
障がい者及び障がい者を取り巻く家族、地域、事業所等の関係者				八代市障がい者計画等評価委員会を開催し、計画の進捗状況を点検・評価する。							
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）				●H26年度評価委員会 開催日：H27年3月17日 場 所：八代市役所 5階大会議室 委員数：15名							
計画の着実な実施により、障がい者の社会参加などの地域における多様な活動を広げ、障がいの有無にかかわらず、共に生き共に支え合う地域社会の構築を目指す。				○第4期八代市障がい福祉計画策定のために、八代市障がい者計画等策定・評価委員会を3回開催した。（10/19、12/16、3/17） また、第2回 八代市障がい者支援協議会（2/17実施）においても、第4期八代市障がい福祉計画(案)についての意見を聴取した。							
事業開始時点からこれまでの状況変化等											
平成18年度から、「障がい者計画」は5年（第1期：平成19年～23年、第2期：平成24年～28年）を1期として、「障がい福祉計画」は3年（第1期：平成18年～20年、第2期：平成21年～23年、第3期：平成24年～26年）を1期として策定し、毎年計画の進捗状況について評価を受けている。今後も継続して策定・評価を行っていく。											
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
総事業費（単位：千円）				75	2,186	2,306	1,485	2,310	2,310	1,486	
事業費（直接経費）（単位：千円）				75	86	206	85	210	210	86	
財源内訳	国県支出金			0	0	0	0	0	0	0	
	地方債			0	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源（特別会計→繰入金）			0	0	0	0	0	0	0	
	一般財源（特別会計→事業収入）			75	86	206	85	210	210	86	
人件費				24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
概算人件費（正規職員）（単位：千円）				－	2,100	2,100	1,400	2,100	2,100	1,400	
正規職員従事者数（単位：人）				－	0.30	0.30	0.20	0.30	0.30	0.20	
臨時職員等従事者数（単位：人）				－	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名			単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	策定・評価委員会開催回数		回	計画	－	1	3	1	4	3
					実績	1	1	3	－	－	－
	②				計画	－					
					実績			－	－	－	
	③				計画	－					
					実績			－	－	－	
〈記述欄〉※数値化できない場合											

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・ 成果指標 成果の数値化	指標名		指標設定の考え方		単位				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	障がいのある人が住みやすいと思う割合	計画策定時のアンケート結果から計画の推進状況について把握する。	%	計画	-							40	
					実績	25.5				-	-	-		
	②	障がいのある人が偏見・差別を感じる割合	計画策定時のアンケート結果から計画の推進状況について把握する。特に、障がい者への理解や偏見の解消についての評価となる。	%	計画	-					20			
					実績	35.6				-	-	-		
	③				計画	-								
					実績						-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合														

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく事業である。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		市が具体的に取り組むべき施策及びサービス等を提供する体制を確保するために必要な事業である。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		法令に基づき市が実施主体である。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		委員会には、医師や社会福祉士等に加え、障がい者団体の代表者に参加いただき、当事者やその家族の意見を反映できるよう努めている。また、会での意見、提案は庁内関係課へ情報提供し、効率的に計画を推進している。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		法令に基づく実施である。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		計画策定に伴うデータ分析やアンケート調査等については、民間委託の可能性はある。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		類似の事業はない。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		関係機関や他部署との調整等が必要であるため、非常勤職員等による対応は難しい。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		障がい者計画等の策定や評価に係る事業であり、直接サービスを提供する事業ではないことから、受益者負担が生じるものではない。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) データ分析やアンケートの実施については、民間委託を活用し事務の効率化に努めている。
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 これまでも計画策定時には、アンケート調査、グループインタビュー、ワークショップ等を実施してきたが、今後も、国や県が示す指針に従い、障がい当事者をはじめとした市民の意見を十分反映できるよう努めていく。		
改革改善内容				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			
決算審査特別委員会における意見等		(委員からの意見等) 特になし		

No 4260236

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	身体・知的障がい者相談事業			会計区分		01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)		03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)		01	—	33	—	12
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち							
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり							
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援							
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援							
事務事業の目的	障がい者相談員(身体障がい者相談員・知的障がい者相談員)を設置し、障がい者の相談等に対応することで、障がい者の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進する。									
事務事業の概要 (全体事業の内容)	障がいのある方やその家族の方等を身近な地域の相談員として委嘱し、地域での相談に応じるとともに、障がい福祉に関する地域活動の推進や啓発活動を行う。									
根拠法令、要綱等	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、八代市障がい者相談員設置要領									
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(		一部委託		全部委託)		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	平成24年度			終了年度		未定			

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
身体障がい者、知的障がい者	障がい者相談員を設置し、障がい者の様々な相談に対応する。 ○身体障がい者相談員 11名 ○知的障がい者相談員 4名
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	《相談員の主な役割》 ・福祉サービスの受給のための相談への対応 ・障がい者の地域活動に関する支援 ・障がい者に対する地域住民の理解を求める啓発活動 ・市や関係機関との連携
障がい者の社会生活を高め、自立と社会参加を促進する。	H26実績 ○連絡会議の実施(6月4日)代陽公民館 ・活動報告 ・相談員業務についての説明 ・障害福祉サービス及び各種制度についての説明

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成24年度に県より移譲された事業である。障がい者の身近な相談者として、相談支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、多様な相談対応を行うことで今後の役割も期待できる。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費 (単位:千円)		243	1,772	1,633	1,633	1,633	1,633	1,633
事業費(直接経費) (単位:千円)		243	232	233	233	233	233	233
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)	243	232	233	233	233	233	233
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)		—	1,540	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
正規職員従事者数 (単位:人)		—	0.22	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
臨時職員等従事者数 (単位:人)		—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	身体・知的障がい者相談員数		計画	-	15	15	15	15	15
				実績	16	15	15	-	-	-
	②			計画	-					
				実績				-	-	-
	③			計画	-					
				実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・ 成果指標 成果の数値化	指標名		指標設定の考え方		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	相談件数(延べ数)	地域の身近な相談員が相談を受けることで、障がい者の地域での自立を促進することになることから指標とした。	件	計画	-	115	130	150	160	180	
					実績	115	119	215	-	-	-	
	②				計画	-						
					実績				-	-	-	
	③				計画	-						
					実績				-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合												

(Check) 事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		身体障害者福祉法等に基づく事業である。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		支援費制度により、障がい者自らがサービスを選択し提供を受けるにあたり、身近なところでの相談等ができることで、その役割は重要である。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		法に規定された事業であり、市が実施主体となる。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		相談件数は、昨年度から大幅に増加しているものの、相談員によって差がある。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)		● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき		平成24年度からの事業で、相談員制度自体が市民に十分に認知されておらず、広報を強化する必要がある。また、相談員についても、対応に差があり、障がいに関する各種制度の研修会への参加など、スキルの向上を図る。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		法令に基づく事業であり民間委託等できない。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		障害者総合支援法に基づく相談支援事業と連携をとりながら、それぞれ特徴を生かした障がい者の相談体制の強化を図っている。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		相談員に対する謝金支出等、非常勤職員等による対応は難しい。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		相談者は障がい者及びその家族であり、受益者負担は適当でない。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善										
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法により、市による実施が義務付けられている。 障がい者相談員は、障がい者やその家族としての経験や情報を活かして、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を行うことができるため、当事業を継続していくことは障がい者の自立と社会参加を促進するうえで重要である。					
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 地域に身近な障がい者相談員の特性を活かし、また、相談支援事業所を始め関係機関等との緊密な連携を図ることにより、更なる障がい者支援が期待できる。								
改革改善による期待成果										
		コスト			外部評価の実施		無		実施年度	
		削減	維持	増加						
成果	向上		●		改善進捗状況等	H26進捗状況				
	維持					H26取組内容				
	低下									
					(委員からの意見等)					
決算審査特別委員会における意見等					特になし					

No 4260237

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度	平成26年度
--------	--------

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	育成医療給付事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	13
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援						
事務事業の目的	身体に障がいのある、または将来障がいを残すおそれのある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療を給付することにより、障がい児の福祉の向上を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	身体に障がいのある、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すおそれのある18歳未満の児童で、確実な治療効果が期待しうるものに対し、必要な医療の給付を行う。								
根拠法令、要綱等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成25年度			終了年度		未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
身体に障がいのある、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すおそれのある18歳未満の児童	確実な治療効果が期待しうるものに対し、必要な医療の給付を行う。また、給付を受けた児童の育成医療に要する経費のうち、保護者から負担能力に応じた徴収金を、治療を受けた指定医療機関で徴収する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	《対象となる疾患》 ・脊椎側湾曲症 ・眼瞼下垂 ・高度難聴 ・口蓋裂 ・唇顎裂 ・慢性腎不全 (腹膜透析、腎移植) ・生体肝移植 等 ○事業費負担割合 国1/2 県1/4
障がいの除去又は軽減を図り、自立した日常生活と社会生活を営むために必要な医療を実施する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成25年度より県から市に移譲された事務である。より身近な窓口で申請ができることで、利便性が向上した。

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
事業費	総事業費 (単位:千円)			0	5,891	5,622	5,439	5,439	5,439	5,439
	事業費(直接経費) (単位:千円)			0	4,701	4,222	4,039	4,039	4,039	4,039
	財源内訳	国県支出金		0	3,324	4,579	3,013	3,013	3,013	3,013
		地方債		0	0	0	0	0	0	0
		その他特定財源(特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0	0	0
		一般財源(特別会計→事業収入)		0	1,377	-357	1,026	1,026	1,026	1,026
	人件費			24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
	概算人件費(正規職員) (単位:千円)			-	1,190	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	正規職員従事者数 (単位:人)			-	0.17	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
臨時職員等従事者数 (単位:人)			-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	給付決定件数		計画	-	75	115	125	130	140	
				実績		97	42	-	-	-	
	②			計画	-						
				実績				-	-	-	
	③			計画	-						
				実績				-	-	-	
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①	給付率(年間給付決定件数／年間給付申請件数)			計画	-	100	100	100	100	100	
					実績		100	100	-	-	-	
	②					計画	-					
						実績				-	-	-
	③						計画	-				
							実績				-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合												

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		障害者総合支援法に基づく事業であるため。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		障がい児の日常生活・社会生活を容易にするために必要な事業である。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		障害者総合支援法に基づく事業であり、実施主体が市となっている。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		医療機関等と連携し、迅速かつ適切な給付決定に努めており、必要とする障がい児に必要な医療を提供できている。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		法定事務のため内容の見直しの余地はない。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		法令の規定に基づき、指定医療機関が作成した医学的意見書等をもって給付決定等を行っており、民間委託等はできない。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		類似の事業はない。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		必要に応じて実施手順を見直し、システムの改修等を行うことで、より効率化を図っている。 事務処理には専門的知識を要し、一連の事務をひとりで担うことが望ましいが、一部については非常勤職員等による対応も行っており、これ以上の削減は難しい。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		法に基づき適正な負担を課しており、これ以上の見直しはできない。					

(Action) 事務事業の方向性と改革改善						
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 対象児童の日常生活や社会生活を容易にし、保護者の経済的負担の軽減を図るためには必要不可欠な事業であり、法により、市による実施が義務付けられている。 今後も迅速かつ適切な給付を実施するために、事務の効率化に努める。	
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 本制度を必要としている児童に対し、制度の周知を徹底するとともに、指定医療機関と連携し、迅速かつ適切な対応に努める。				
改革改善内容						
改革改善による期待成果						
		コスト			外部評価の実施 無	実施年度
		削減	維持	増加		
成果	向上		●		改善進捗状況等 H26進捗状況 H26取組内容	
	維持					
	低下					
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)				

No 4260238

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度	平成26年度
--------	--------

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業			会計区分		01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)		03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)		01	—	33	—	14
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち							
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり							
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援							
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援							
事務事業の目的	日常生活用具の支給を実施し、小児慢性特定疾病児の日常生活や社会生活の利便性を図ることで、自立と社会参加の支援を促進する。									
事務事業の概要 (全体事業の内容)	小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とし、日常生活に必要な用具を給付する。									
根拠法令、要綱等	八代市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱									
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成21年度			終了年度		未定			

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）
小児慢性特定疾病児	国の基準に従い、小児慢性特定疾病児の疾病の程度・種類に応じて、日常生活用具の給付を行う。所得に応じて自己負担あり。
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	平成26年度実績 総給付額(公費負担額): 36,700円 日常生活用具給付件数 1件
小児慢性特定疾病児の日常生活や社会生活の利便性を図り、自立と社会参加の支援を促進する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

日常生活用具給付事業交付基準額の変更や種目の追加に伴い、基準額や要綱の改正を随時行う。

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
事業の活動量・実績の数値化	総事業費 (単位: 千円)			0	621	387	688	1,050	1,050	1,050	
	事業費(直接経費) (単位: 千円)			0	271	37	338	700	700	700	
	財源内訳	国県支出金		0	134	336	168	350	350	350	
		地方債		0	0	0	0	0	0	0	
		その他特定財源(特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0	0	0	
		一般財源(特別会計→事業収入)		0	137	-299	170	350	350	350	
	人件費			24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
	概算人件費(正規職員) (単位: 千円)			-	350	350	350	350	350	350	
	正規職員従事者数 (単位: 人)			-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
臨時職員等従事者数 (単位: 人)			-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名			単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	申請相談件数		計画		-	5	6	6	7	7
				実績		5	3	1	-	-	-
	②			計画		-					
				実績					-	-	-
	③			計画		-					
				実績					-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 日常生活用具 給付件数	制度の周知や対象者の把握の評価になる。	件	計画	-	6	6	6	7	7
				実績	5	3	1	-	-	-
	②			計画	-					
				実績				-	-	-
	③			計画	-					
実績							-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		小児疾病児の社会生活や日常生活を容易にすることで、社会参加を 促している。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化によ り、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		小児疾病児の社会参加のために大きな役割を果たしている。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当で すか(国・県・民間と競合していま せんか)		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		法定事務であり市が事業主体である。					
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移 していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		個々の身体状況に合わせた対応を迅速に行い、適正な支給決定に 努めているが、対象者が限定されるため、計画値を下回っている。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容 を見直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはでき ませんか)		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		法定事務であり、事業内容の見直しの余地はない。					
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入 などにより、成果を下げずにコスト を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		市による直接事務となっているため民間委託等できない。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業 との統合・連携によりコストの削減 は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		類似の事業はない。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員 等による対応その他の方法により、 人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		関係機関との調整等が必要であるため、非常勤職員等による対応は 難しい。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて 、受益者負担を見直す必要はあり ますか(引上げ・引下げ・新たな負 担・廃止)		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		法定事務であるため、国の基準に従い受益者負担があるため見直し の余地はない。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善							
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法により市による実施が義務付けられている。 小児慢性特定疾病児にとって、身体機能を補完・代替する日常生活用具を支給するこの事業は、社会生活や日常生活を円滑にするうえで必要な事業であるため、今後も継続して実施する。		
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 引き続き、小児慢性特定疾患児の身体状況に応じた迅速かつ適正な支給決定を行い、障がい者の社会生活や日常生活を容易にすることで自立と社会参加を促進していく。					
改革改善内容							
改革改善による期待成果							
		コスト			外部評価の実施	無	実施年度
		削減	維持	増加			
成果	向上		●		改善進捗状況等	H26進捗状況	H26取組内容
	維持						
	低下						
決算審査特別委員会における意見等					(委員からの意見等) 特になし		

No 4260241

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 生活支援係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	障害福祉システム事業			会計区分		01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)		03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)		01	—	33	—	18
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち							
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり							
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援							
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実							
事務事業の目的	サービスを迅速に把握し、電算システムを活用することで障がい者の福祉の向上を図る。									
事務事業の概要 (全体事業の内容)	障がい者支援に必要な電算システムの改修及び運営にかかる経費の支払い。									
根拠法令、要綱等										
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託			全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前			終了年度	平成28年度				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
福祉総合システム	(電算システム改修委託: 認定給付係)
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	・「障害支援区分判定ソフト2014」の導入に伴う経費: 506,088円 (内訳)
障がい者支援に必要な電算システムの改修	ソフト購入(マイクロソフトSQL等): 333,288円(税込) データ移行作業等: 172,800円(税込)

事業開始時点からこれまでの状況変化等

- ・H17年度、市町村合併によりシステム統合(行政システム九州:ピカソシステム)
- ・H23年度、OS(Windows2000)サポート終了に伴う更新(熊本計算センター: ウェル)
- ・H28年度、「マイナンバー制度」に伴う更新(10月1日から本移動予定)

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費 (単位: 千円)		430	1,435	861	350	210	0	0
事業費(直接経費) (単位: 千円)		430	735	511	0	0	0	0
財源内訳	国県支出金	180	304	0	0			
	地方債	0	0	0	0			
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	93	0			
	一般財源(特別会計→事業収入)	250	431	418	0	0	0	0
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費(正規職員) (単位: 千円)		—	700	350	350	210	0	0
正規職員従事者数 (単位: 人)		—	0.10	0.05	0.05	0.03	0.00	0.00
臨時職員等従事者数 (単位: 人)		—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①		人	計画	-					
				実績				-	-	-
	②			計画	-					
				実績				-	-	-
	③			計画	-					
				実績				-	-	-
	〈記述欄〉※数値化できない場合									
	毎年、法（制度）改正があり、適宜システム改修を行い、対応している。									

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名		指標設定の考え方		単位			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	障害福祉サービス支給決定者数	電算システムを活用することで、適正で円滑なサービスがなされた成果であり指標とした。	人	計画	-	1070	1100	1150	1200	1250		
					実績	1002	1061	1150	-	-	-		
	②				計画	-							
					実績				-	-	-		
	③				計画	-							
					実績				-	-	-		
〈記述欄〉※数値化できない場合													

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		障害者総合支援法などの法に規定された障がいに関する様々な制度の実施やそれに伴う情報の管理を行う電算システムの運用に必要な事業であり、上位施策に結びつく。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		迅速で適切な対応が期待できるため役割は大きい。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		障害者総合支援法に基づく各施策の実施主体が市であるため。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		制度改正等に迅速、適切に対応している。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき		システム構築の際、各事業担当者が事務の流れを見直すことで業務の効率化・最適化が図れる。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である							
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		電算担当課との連携によりコストの削減を図っている。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		個人情報の取扱いや専門的な制度の知識が必要なため非常勤職員等による対応は難しい。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		受益者負担はなし。					

(Action) 事務事業の方向性と改革改善													
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止)			(今後の方向性の理由) 法律に規定された制度の実施やそれに伴う個人情報の管理を行う電算システムの運用に必要な事業であるため、現行どおり市で実施。								
		2 民間実施											
改革改善内容		3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)			今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 障害福祉総合システム事業として、H28年の「マイナンバー制度」に対応したシステムの構築を実施し、新技術導入等による業務効率化・最適化を図る。 (H28年10月1日より本稼働予定)								
		● 4 市による実施(要改善)											
		5 市による実施(現行どおり)											
		6 市による実施(規模拡充)											
改革改善による期待成果													
		コスト			外部評価の実施					無		実施年度	
		削減	維持	増加									
成果	向上				改善進捗状況等		H26進捗状況						
	維持	●					H26取組内容						
	低下												
決算審査特別委員会における意見等		特になし								(委員からの意見等)			

No 4260230

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 認定給付係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	障がい者住宅改造助成事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	06
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がいの支援						
	具体的な施策と内容	1	障がいの自立と社会参加の支援						
事務事業の目的	重度の身体及び知的障がい者が住み慣れた地域で、自立し、安心して生活ができるよう、日常生活の基盤となる住宅環境の改善を促進し、生活の利便性の向上を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	在宅の重度の身体又は知的障がい者がいる世帯に対し、自立促進、寝たきり防止、介護者の負担軽減を図るための住宅改造に必要な経費の全部又は一部を助成する。								
根拠法令、要綱等	熊本県高齢者及び障害者住宅改造助成事業実施要綱、八代市高齢者及び障害者住宅改造助成事業補助金交付要綱								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(			一部委託 全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前			終了年度		未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
身体障害者手帳1、2級所持者または療育手帳A1、A2所持者で、当該世帯の生計中心者の前年所得税年額が7万円以下の世帯にある方	既存の玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所などの住宅設備を障がい者に適するように改造するための経費を助成する。事前の相談が必要で、相談後に実地調査を行い、建築家等の専門家を交えて改造方法を検討し、効果的な改造方法の提示を行い、効果的な改造を実施する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	(助成額) 生活保護・市民税非課税世帯:助成率 3分の3 助成額上限70万円 課税世帯:助成率 3分の2 助成額上限46万6千円 (事業費) H26年度決算額1,801,000円 (財源) 負担割合 県1/2、市1/2

事業開始時点からこれまでの状況変化等

制度が周知されるようになって相談件数が増えつつあり、助成件数も増加しつつある。

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
事業の活動量・実績の数値化	総事業費 (単位:千円)			1,142	2,470	2,641	3,172	3,240	3,240	3,240	
	事業費(直接経費) (単位:千円)			1,142	1,630	1,801	2,332	2,400	2,400	2,400	
	財源内訳	国県支出金		570	815	900	1,166	1,200	1,200	1,200	
		地方債		0	0	0	0	0	0	0	
		その他特定財源(特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0	0	0	
		一般財源(特別会計→事業収入)		572	815	901	1,166	1,200	1,200	1,200	
	人件費			24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
	概算人件費(正規職員) (単位:千円)			-	840	840	840	840	840	840	
	正規職員従事者数 (単位:人)			-	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	
臨時職員等従事者数 (単位:人)			-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名			単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	住宅改造相談件数	件	計画	-	3	4	4	5	5	
				実績	3	3	3	-	-	-	
	②			計画	-						
				実績				-	-	-	
	③			計画	-						
				実績				-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合											

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・ 成果指標 成果の数値化	指標名		指標設定の考え方		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	住宅改造助成 件数	住宅改造費を助成する ことは障がい者の自立等 に効果があり、助成件数 を指標とした。	件	計画	-	3	5	5	7	7	
					実績	2	3	3	-	-	-	
	②				計画	-						
					実績				-	-	-	
	③				計画	-						
					実績				-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合												

(Check) 事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		住宅改造費を助成することで、自立の助長を促進し、介護者の負担軽減を図り、在宅生活の安全性の向上につながっている。					
	②	【市民ニーズ等の状況】市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		国においても在宅の推進が行われており、事業の役割は大きい。					
	③	【市が関与する必要性】市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		公共性が高く、市が関与する必要がある。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		助成件数は計画を下回っている。					
	②	【事業内容の見直し】成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		必要な方に助成できるよう広報・啓発に一層努める。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		事業内容は障がいに対応した適正な改造の確認や改造助成金の支出であるため民間委託等できない。					
	②	【他事業との統合・連携】目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		同事業を行っている高齢者担当課と検討会議を実施するなど連携を図っている。					
	③	【人件費の見直し】現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		医療機関、施行業者との調整や連携及び専門的な知識を必要とし、場合によっては施工方法等の変更を指示しなければならないため、非常勤職員等による対応は難しい。					
	④	【受益者負担の適正化】事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		課税状況等により受益者負担割合を設定しており、概ね適正な受益者負担となっている。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 申請に対し助成金を支給する事業であり、市が実施する必要がある。また、障がい者の自立促進及び介護者の負担軽減に役立っている事業であり引き続き継続していく。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 チラシ配布、市報、ラジオ等広報活動を強化すると共に相談支援事業所、居宅介護支援事業所等関係機関との連携を図る。			
改革改善内容				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			
外部評価の実施		有 : 外部評価(市民事業仕分け)		実施年度
				平成23年度
改善進捗状況等	H26進捗状況	1. 対応済(廃止含む)		
	H26取組内容	制度について、市広報誌や市ホームページに掲載し周知を行った。また、相談や申請の際には、		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

No	4260239	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	障がい者支援課 認定給付係				
				課長名	上田 真二				
評価対象年度	平成26年度								
(Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	成年後見制度利用支援事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	15
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援						
事務事業の目的	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	知的及び精神障がいがあり、判断能力が不十分で、身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない者について、市長が代わって申立てを行う。 また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う。								
根拠法令、要綱等	地域生活支援事業実施要綱、八代市成年後見制度利用支援事業実施要綱								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前			終了年度	未定			

(Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業の内容										
対象 (誰・何を)				内容 (手段、方法等)						
成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、親族等に申し立てをする者がいない者及び申し立て等の経費について補助が必要な者				市長申し立て 申立に関する事務、手数料等の費用を市が負担する。 成年後見人等に対する報酬の助成						
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)				生活保護を受けている等報酬の負担が困難な方へ報酬を助成する。						
必要な対象者へ財産管理や身上監護を成年後見人が行うことで、本人を保護し、権利が守られるよう支援することで、地域で安心して暮らせるようになる。										
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
H25年度より、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援する「成年後見制度法人後見支援事業」が障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業の市町村必須事業となった。										
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費 (単位:千円)				7	490	355	1,084	1,535	1,535	1,535
事業費(直接経費) (単位:千円)				7	0	5	734	1,185	1,185	1,185
財源内訳	国県支出金			0	0	0	549	886	886	886
	地方債			0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)			0	0	0	0	0	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)			7	0	5	185	299	299	299
人件費				24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)				—	490	350	350	350	350	350
正規職員従事者数 (単位:人)				—	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
臨時職員等従事者数 (単位:人)				—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	成年後見制度の利用に関する相談者数		計画	—	3	3	4	4	4
				実績	3	0	1	—	—	—
	②			計画	—					
				実績				—	—	—
	③			計画	—					
				実績				—	—	—
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①	市長申立件数	成年後見開始の登録を受けることで、後見人から必要な支援を受けることにつながる。	件	計画	-	2	2	2	3	3
					実績	2	0	1	-	-	-
	②	成年後見人等に対する報酬支払件数	費用負担困難な者への助成をすることで成年後見制度利用につながる。		計画	-	0	1	1	1	1
					実績	0	0	0	-	-	-
	③				計画	-					
					実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											

(Check) 事務事業の自己評価					
着眼点			チェック	判断理由	
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	経済的に成年後見制度の利用が困難な方への救済措置であり、必要な事業である。	
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	経済的に厳しい状況にある障がい者は少なくないため、役割は大きい。	
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法において、市町村事業を規定されている。	
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	利用件数が少なく、事業目標が達成できていない。	
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	成年後見制度及び本利用支援事業について、市民に対しての周知啓発や関係機関との連携による相談機能の強化が必要である。	
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	成年後見制度における市長申立て等を行うものであり、民間委託はできない。	
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	高齢者の担当課と連携し、研修や啓発を行っており、経費の削減につながっている。	
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	事業の内容から、非常勤職員等での対応はそぐわない。	
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者が経済的負担等が困難な場合における利用が中心であるため、見直しの余地はない。	

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善										
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 成年後見制度利用支援事業は、対象となる障がい者を保護し、権利が守られるよう支援するために必要な事業であり、今後も市で継続して実施する必要がある。 また、相談支援事業所や民生委員、障がい者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業所等、地域の福祉関係者による相談体制を構築するとともに、制度の周知強化を図っていく。					
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 必要な方が成年後見制度を利用できるように、周知活動を強化していく。								
改革改善による期待成果										
		コスト			外部評価の実施		無		実施年度	
		削減	維持	増加						
成果	向上			●	改善進捗状況等	H26進捗状況				
	維持					H26取組内容				
	低下									
決算審査特別委員会における意見等					(委員からの意見等) 特になし					

No 4260242

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 認定給付係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	障害者給付支給決定事業			会計区分		01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)		03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)		01	—	33	—	19
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち							
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり							
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援							
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実							
事務事業の目的	障害福祉サービスの適正な利用を促進するため、障害程度区分認定等の事務の円滑かつ適切な実施を図る。									
事務事業の概要 (全体事業の内容)	障がい者又は障がい児の保護者から申請された障害福祉サービスの利用について、障がい者の心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価等、支援の必要性を総合的に判断し、障害福祉サービスの種類や提供する量を決定する。									
根拠法令、要綱等	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)									
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成18年度			終了年度		未定			

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
障害福祉サービスを必要とする障がい者及び障がい児	①認定調査及び利用意向調査 障害支援区分の認定等及び利用意向を把握するため、調査員が申請者及び保護者等と面接し、調査を行う。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	②意見書作成 障害支援区分の認定にかかる審査会資料としての主治医意見書作成依頼と回収を行う。
障害福祉サービスを適正に利用することで、障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を送ることができる。	③審査会運営 障害者総合支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害支援区分の審査及び判定を行う。
	④サービスの支給決定及び通知などを行う。
	(財源) 負担割合 国1/2、市1/2

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成18年度施行の障害者自立支援法に基づいた事業で、低所得世帯の利用者負担の更なる軽減など、毎年のように制度改正が行われてきた。特に、平成22年度の法改正では、障害者自立支援法の大きな柱であった応益負担(原則1割負担)が応能負担となった。また、平成23年10月から視覚障がい者の同行援護が新設された。平成25年度「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正された。

コスト推移			24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
事業の活動量・実績の数値化	総事業費 (単位:千円)		7,508	23,036	25,972	28,766	23,250	33,316	29,900	
	財源内訳	事業費(直接経費) (単位:千円)	7,508	6,236	7,422	11,966	7,500	11,966	7,500	
		国県支出金	2,882	3,080	4,338	7,114	4,338	7,114	4,338	
		地方債	0	0	0	0	0	0	0	
		その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	0	
		一般財源(特別会計→事業収入)	4,626	3,156	3,084	4,852	3,162	4,852	3,162	
	人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込	
	概算人件費(正規職員) (単位:千円)		-	16,800	18,550	16,800	15,750	21,350	22,400	
	正規職員従事者数 (単位:人)		-	2.40	2.65	2.40	2.25	3.05	3.20	
臨時職員等従事者数 (単位:人)		-	2.00	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25		
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	審査会開催回数	回	計画	-	14	16	16	14	16
				実績	15	13	15	-	-	-
	②	審査会審査件数	件	計画	-	186	276	298	242	286
				実績	277	185	287	-	-	-
	③	障害福祉サービスの利用調査件数	件	計画	-	339	444	471	422	486
				実績	408	337	521	-	-	-
	〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	障害福祉サービス支給決定者数	必要な対象者へのサービス提供につながっている。	人	計画	-	1050	1150	1200	1250	1300
					実績	1002	1061	1150	-	-	-
	②				計画	-					
					実績				-	-	-
	③				計画	-					
実績								-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合											

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		障害者総合支援法に基づき、市による実施が義務化されている事業である。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		障がい者やその介護者の高齢化や障がい者の社会参加、発達障害や精神疾患の増加による対象者の増により、この事業の役割はより高まっている。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		障害者総合支援法に基づき、市による実施が義務付けられている事業である。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		審査会運営や調査事務を円滑に実施している。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		障害者総合支援法により、事業内容が定められており、見直しの余地はない。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		調査業務の民間委託は可能であるが、地域に実施可能な事業者がない。審査会については、圏域での合同開催も可能であり、事業費（委員報酬）の削減にもつながると考えられる。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		障害者総合支援法に基づいた事業であり、他事業との統合・連携はできない。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		障害福祉サービス申請者は年々増加しており、人件費の削減は困難である。また、支給決定事務は煩雑であり非常勤職員では対応できないが、調査業務については、すでに非常勤職員で行っている。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		障害者総合支援法により、受給者負担の基準は定められており、見直す余地はない。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善															
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 法により、市による実施が義務付けられている重要な事業であり、今後も継続していく。											
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 調査員や審査会委員を対象とした研修会の実施や情報提供を行い、事業の円滑な実施に努める。													
改革改善内容															
改革改善による期待成果															
		コスト													
		削減	維持	増加											
成果	向上														
	維持			●											
	低下														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外部評価の実施</th> <th>無</th> <th>実施年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改善進捗状況等</td> <td>H26進捗状況</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H26取組内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>			外部評価の実施		無	実施年度	改善進捗状況等	H26進捗状況			H26取組内容		
外部評価の実施		無	実施年度												
改善進捗状況等	H26進捗状況														
	H26取組内容														
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)													

No	4260243	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	障がい者支援課 認定給付係				
				課長名	上田 真二				
評価対象年度	平成26年度								
(Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	地域生活支援事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	20
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実						
事務事業の目的	障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	障がい者・障がい児の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話奉仕員の養成や派遣を行う事業、障がい者等の移動を支援する事業及び障がい者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業等を必須事業とし、その他、地域性を考慮しながら障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行う。								
根拠法令、要綱等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成18年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業の内容										
対象 (誰・何を)				内容 (手段、方法等)						
障がい者及び障がい児				【必須事業】 ○相談支援:相談対応及び情報提供等 ○理解促進研修:障がい者理解のための研修及び啓発 ○意思疎通支援:手話通訳者の派遣等 ○日常生活用具給付等 ○手話奉仕員養成研修 ○移動支援 ○地域活動支援センター機能強化:創作的活動等の機会の提供						
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)				【任意事業】 ○日常生活支援:日中一時支援(タイムケア・日中短期入所) ○社会参加支援:スポーツ大会開催(いきいきふくしスポーツ大会開催) 点字・声の市報発行、自動車運転免許取得・改造助成						
障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現。				【障害程度区分認定等事務】 障害者自立支援認定審査会開催等事務 《財源》負担割合 国1/2、県1/4、市1/4						
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
平成18年度施行の障害者自立支援法に基づいた事業であり、障害福祉サービスに準じ、原則1割の自己負担としていたものを、平成22年度の法改正に併せ自己負担の一部見直しを行った。 平成25年度には、本事業の根拠法令であった「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正され、事業メニューが追加、修正された。										
コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込		
総事業費 (単位:千円)		108,752	125,442	124,355	138,270	138,270	138,270	138,270		
事業費(直接経費) (単位:千円)		108,752	108,992	115,255	129,170	129,170	129,170	129,170		
財源内訳	国県支出金	50,489	42,398	48,955	68,695	68,695	68,695	68,695		
	地方債	0	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	4,929	4,624	3,762	3,893	3,893	3,893	3,893		
	一般財源(特別会計→事業収入)	53,334	61,970	62,538	56,582	56,582	56,582	56,582		
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込		
概算人件費(正規職員) (単位:千円)		—	16,450	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100		
正規職員従事者数 (単位:人)		—	2.35	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30		
臨時職員等従事者数 (単位:人)		—	0.05	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20		
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	相談支援事業登録者数	人	計画	—	460	480	480	500	500
			実績	509	467	519	—	—	—	
	②	地域活動支援センター登録者数	人	計画	—	385	420	430	430	430
			実績	378	414	434	—	—	—	
	③	日中一時支援事業登録事業所数	事業所	計画	—	18	20	20	21	21
			実績	17	19	20	—	—	—	
	〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名		指標設定の考え方		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	地域活動支援センター利用者数	障がい者の社会参加につながっている。	人	計画	-	19000	19500	20000	20500	21000	
					実績	17955	19599	19166	-	-	-	
	②	日中一時支援利用回数	障がい者の社会参加及び家族の就労支援等につながっている。	回	計画	-	6600	6700	6800	6900	7000	
					実績	6181	6674	6977	-	-	-	
	③				計画	-						
					実績				-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合												

(Check) 事務事業の自己評価					
着眼点			チェック	判断理由	
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むための事業を展開することにより、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指していることから上位政策等に結びつく。	
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	誰もがいきいきと暮らせる共生社会の実現のために事業の役割は大きい。	
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	障害者総合支援法に基づき、市による実施が義務化されている事業である。	
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	障がい者の社会参加の機会を提供し、安心して地域生活を送るために役立っている。	
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	制度改正や社会情勢の変化に合わせ、事業内容について見直す必要がある。	
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	一部民間委託を行っている。	
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	類似の事業はない。	
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	事務処理については専門的な業務が多いが、通知事務等一部の業務については非常勤職員等による対応も実施しており、これ以上の見直しは難しい。	
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	利用者負担については、低所得者には配慮しており、課税世帯についても利用負担の上限を設けている。	

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 障がい者の自立と社会参加を促進し、円滑な生活を送るために必要な事業で、法により市による実施が義務付けられている。 今後、国の制度改革が予想されることから、改正に対応した事業の見直しを実施していく。
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 サービス利用が必要な障がい者に対して、必要時にサービス提供ができるよう更に周知啓発に努める。		
改革改善内容				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			
決算審査特別委員会における意見等		(委員からの意見等) 特になし		

No 4260244

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 認定給付係
課長名	上田 真二

評価対象年度	平成26年度
--------	--------

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	障害福祉サービス給付事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	21
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実						
事務事業の目的	障がい者が自立した生活を送れるように支援を行うことで、住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	障害福祉サービスは、主に日常生活に必要な支援が受けられる「介護給付」と自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」に分けられ、サービス利用計画作成等のケアマネジメントを導入した相談支援事業を実施する。サービス利用に係る給付費については、国保連合会を通じてサービス事業者に支払う。								
根拠法令、要綱等	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(		一部委託		全部委託)		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成18年度			終了年度		未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
障害福祉サービスを必要とする障がい者及び障がい児	【介護給付】 障がい者が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行う。 ・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・療養介護・生活介護 ・短期入所・施設入所支援
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	【訓練等給付】 身体的社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。 ・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助
障がいのある方が、障害福祉サービスを利用することにより、住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活が営めるようにする。	【相談支援】 個々の障がい者が必要とする障害福祉サービスの利用計画作成等の支援を行う。 ・計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 (財源) 負担割合 国1/2、県1/4、市1/4

事業開始時点からこれまでの状況変化等

H24年4月からは、児童デイサービスが、児童福祉法に規定され、障害児通所支援事業として再編された。H25年度には、本事業の根拠法が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正された。対象者の範囲に新たに難病が加り、H27年1月には、151疾病がサービス給付の対象となった。H26年度には、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう共同生活介護は共同生活援助に一元化された。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費 (単位:千円)		1,857,762	2,033,781	2,220,149	2,384,558	25,927,893	28,001,452	28,561,314
事業費(直接経費) (単位:千円)		1,857,762	2,027,831	2,211,749	2,376,158	25,919,493	27,993,052	28,552,914
財源内訳	国県支出金	1,391,025	1,519,668	1,646,834	1,780,072	19,439,619	20,994,789	21,414,685
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	25	25	0	87	0	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)	466,712	508,138	564,915	595,999	6,479,874	6,998,263	7,138,229
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)		—	5,950	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
正規職員従事者数 (単位:人)		—	0.85	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
臨時職員等従事者数 (単位:人)		—	0.00	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	障害福祉サービス利用者数	人	計画	-	1,050	1,100	1110	1120	1130
				実績	1,003	1,046	1,116	-	-	-
	②			計画	-					
				実績				-	-	-
	③			計画	-					
				実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	共同生活援助・共同生活介護支給決定者数	人	計画	-	200	200	210	220	230
			人	実績	186	192	204	-	-	-
	②	就労継続支援A型支給決定者数		計画	-	150	190	200	200	200
				実績	124	161	204	-	-	-
	③	福祉施設から一般就労への移行者数		計画	-	6	11	12	12	13
				実績	6	9	15	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価					
着眼点			チェック	判断理由	
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	福祉の向上に結びつく事業であり、上位施策に結びつく。	
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	障害者総合支援法に基づき実施しており、障害福祉サービスの利用は増加しており、障がい者支援を推進する上で本事業は欠かせない。	
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	障害者総合支援法に基づき実施する事業である。	
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	訪問系、日中活動系のサービス共に利用者数は伸びており、特に就労継続支援は利用が多く、障がい者の経済的な自立を支えている。地域での居住の場である共同生活援助等順調に充足している。	
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	障害者総合支援法に基づく事業であり、事業を見直す余地はない。	
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	障害者総合支援法に基づく事業であり、実施主体は市町村と定められている。実際のサービス提供は、障害福祉サービス事業者が実施している。	
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	障害者総合支援法に基づく事業であり、類似する事業はない。	
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	給付費の支払事務等であることから、非常勤職員による対応は難しい。給付費の審査支払等熊本県国民健康保険団体連合会に委託している。	
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	利用者負担については、障害者総合支援法に定められており、低所得者においても、配慮されている。	

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 障害者総合支援法に基づき市による実施が義務付けられている事務であり、適正に支給が実施できている。増加する対象者の多様なニーズに見合うサービスの提供が、適切に行われるよう事業を実施していく。
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 必要な人へ必要なサービスが行き届くように関係機関を通じた情報提供等、適切なサービス提供に努める。			
改革改善内容					
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上			●	改善進捗状況等 H26進捗状況 H26取組内容
	維持				
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

No	4260245	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	障がい者支援課 認定給付係				
				課長名	上田 真二				
評価対象年度	平成26年度								
(Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	療養介護医療事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	22
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実						
事務事業の目的	障がい者が、必要な高度かつ専門的な医療を受けることが可能となり、障がい者の福祉の向上を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	障害者総合支援法に基づく療養介護給付を受けた障がい者が、主として昼間、病院や施設等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や、日常生活上の世話を受けている場合に、医療に係るものを療養介護医療費として支給する。								
根拠法令、要綱等	障害者総合支援法								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成18年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業の内容										
対象 (誰・何を)				内容 (手段、方法等)						
病院等への長期入院、入所による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による要呼吸管理者等				療養介護に係る支給決定を受けた障がい者が、支給決定の有効期間内において、障害福祉サービス事業所から療養介護医療を受けたとき、医療に係る自己負担分について療養介護医療費を支給する。						
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)				(財源) 負担割合 国1/2、県1/4、市1/4						
長期に入院、入所している障がい者の経済的負担の軽減を図ると共に、疾患の治療やリハビリ等の訓練を行い、身体能力、日常生活能力の維持、向上を図り、自立の促進を目指す。										
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
障害者自立支援法と児童福祉法の改正により、平成24年度から障害児入所施設に入所する18歳以上の方の医療部分の支援が療養介護医療事業の対象となった。										
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費 (単位:千円)				43,646	50,188	49,505	50,062	50,062	50,062	50,062
事業費(直接経費) (単位:千円)				43,646	49,278	48,455	49,012	49,012	49,012	49,012
財源内訳	国県支出金			32,477	36,864	36,585	36,730	36,730	36,730	36,730
	地方債			0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)			0	0	0	0	0	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)			11,169	12,414	11,870	12,282	12,282	12,282	12,282
人件費				24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)				—	910	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
正規職員従事者数 (単位:人)				—	0.13	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
臨時職員等従事者数 (単位:人)				—	0.00	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
事業の活動量・実績の数値化	指標名			単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	療養介護医療 支給決定者数	人	計画	—	58	60	60	60	60
				実績	56	58	58	—	—	—
	②			計画	—					
				実績				—	—	—
	③			計画	—					
				実績				—	—	—
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
①	療養介護医療 利用延日数	利用日数が増えることは、対象者へ必要な医療の提供につながったと考えられるため指標とした。	日	計画	-	21170	21900	21900	21900	21900	
				実績	20017	21199	20753	-	-	-	
					計画	-					
					実績				-	-	-
					計画	-					
					実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		障害者総合支援法に基づき、市による実施が義務付けられている事業である。障がい者の社会参加と自立に不可欠であるため、事務事業は政策・施策の目的に結びつく。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		長期に入院している障がい者のために、経済的負担の軽減と退院後の社会参加や自立の促進を図るための法定事務である。事業の役割は薄れていない。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		障害者総合支援法に基づき、市による実施が義務付けられている事業である。					
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		障害者自立支援法に基づき、事務事業の基本的な考え方が決められており、成果は十分に出ているため、順調である。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		障害者自立支援法に基づき、事業の内容が決められており、見直しの余地はない。					
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		障害者総合支援法に基づく事業であり、実施主体は市町村と定められている。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		障害者総合支援法に基づいた事業であり、他事業等の統合・連携はできない。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		この事業は医療機関からの連絡調整、毎月の請求決定までの事務を行うため、非常勤職員等での代替はそぐわない。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		障害者総合支援法により、受益者負担の基準が定められており、見直す必要はない。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善															
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 法により、市による実施が義務付けられている事業である。 医療機関や相談支援事業所等の関係者へ制度の周知を図っていく。											
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 医療機関や相談支援事業等の関係者へ制度の周知を図っていく。													
改革改善内容															
改革改善による期待成果															
		コスト													
		削減	維持	増加											
成果	向上														
	維持		●												
	低下														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外部評価の実施</th> <th>無</th> <th>実施年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改善進捗状況等</td> <td>H26進捗状況</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H26取組内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>			外部評価の実施		無	実施年度	改善進捗状況等	H26進捗状況			H26取組内容		
外部評価の実施		無	実施年度												
改善進捗状況等	H26進捗状況														
	H26取組内容														
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)													

No 4260246

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	障がい者支援課 認定給付係
課長名	上田 真二

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	障がい児通所支援事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	01	—	33	—	24
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援						
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実						
事務事業の目的	児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	身近な地域の事業所で、障がい児が将来自立した生活を送ることができるよう、機能訓練等の療育の提供及び保護者に対して家庭での養育に関する支援や助言を行う。								
根拠法令、要綱等	児童福祉法								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他(			一部委託	全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成24年度			終了年度		未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）
通所による療育等の支援が必要な障がいのある児童	【障害児通所支援】 ①児童発達支援：未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行う。②医療型児童発達支援：運動機能の遅れのある障がい児に医学的な訓練を中心とした支援を行う。③放課後等デイサービス：就学している障がい児に対して、生活能力向上のための訓練等必要な支援を行う。④保育所等訪問支援：支援員が保育所や学校に出向き、集団生活適応のための専門的な支援を行う。 【障害児相談支援】 障がい児の心身の状況等を勘案し、障がい児の通所サービスに係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障がい児の通所サービスの利用状況を検証し、利用計画の見直し等を行う。
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	
障がいのある児童に対し訓練等を行うことで、基本的な動作や集団生活への適応力を身につけ、地域生活を円滑にするとともに、保護者の療育能力の向上及び養育負担を軽減する。	
（財源）負担割合 国1/2、県1/4、市1/4	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

これまで障害者自立支援法により実施していた療育訓練である「児童デイサービス」が、平成24年4月に法改正により、児童福祉法に移行し、対象年齢に応じ「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」に分けて実施することとなった。加えて、新規サービスとして「保育所等訪問支援」と障害児支援利用計画を作成する「障害児相談支援」がスタートした。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費	(単位:千円)	130,370	195,449	274,067	322,010	337,760	344,060	350,110
	事業費(直接経費)	130,370	188,239	267,067	315,010	330,760	337,060	343,110
	財源内訳	国県支出金	99,588	129,879	211,462	232,664	248,070	252,795
		地方債	0	0	0	0	0	0
		その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
		一般財源(特別会計→事業収入)	30,782	58,360	55,605	82,346	82,690	84,265
	人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:千円)	—	7,210	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	正規職員従事者数	(単位:人)	—	1.03	1.00	1.00	1.00	1.00
	臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.15	0.15	0.15	0.15

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	障害児通所支援 支給決定者数	人	計画	-	350	410	420	430	440
				実績	318	388	498	-	-	-
	②			計画	-					
				実績				-	-	-
	③			計画	-					
				実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	障害児通所支援 利用延日数	利用日数が増えることは、対象児への必要な療育訓練につながったと考えられるため指標とした。	日	計画	-	16,500	22,107	22500	22750	23000
					実績	13,960	19,552	27,331	-	-	-
	②				計画	-					
					実績				-	-	-
	③				計画	-					
					実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		児童福祉法に基づく事業であり、障害児通所給付費に係る法定事務等要領に基づき実施している。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		身近な地域における障がい児支援の強化につながっており、当事業の果たす役割は大きい。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		児童福祉法に基づく事業であり、市町村が実施主体であると定められている。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		事業者数も増加し、障害児通所支援支給決定者数、利用延日数ともに増えており、順調に推移している。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき		児童福祉法に基づく事業であり、市町村が実施主体であると定められている。 実際のサービス提供は事業者が実施している。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		児童福祉法に基づく事業であり、類似する事業はない。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		給付費の支払事務等であることから、人件費を削減することはできない。給付費の審査支払事務等熊本県国民健康保険団体連合会に委託している。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		給付費の支払事務等であることから、人件費を削減することはできない。給付費の審査支払事務等熊本県国民健康保険団体連合会に委託している。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		利用者負担については、児童福祉法に定められており、低所得者においても、配慮されている。					

(Action) 事務事業の方向性と改革改善														
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止)			(今後の方向性の理由) 法により、市による実施が義務付けられている事業である。 平成24年度からの事業スタートであり、今後も適正なサービス利用につなげる必要がある。									
		2 民間実施												
		3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)												
		4 市による実施(要改善)												
		● 5 市による実施(現行どおり)												
		6 市による実施(規模拡充)												
改革改善内容		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果												
		必要な支援がスムーズに受けられるように、市民へ制度の周知を行うと共に、適切なサービス提供に努める。												
改革改善による期待成果														
		コスト			外部評価の実施					無		実施年度		
		削減	維持	増加										
成果	向上			●	改善進捗状況等	H26進捗状況								
	維持					H26取組内容								
	低下													
決算審査特別委員会における意見等					特になし					(委員からの意見等)				